

第210期 中間決算公告

2020年12月22日

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号

株式会社 足利銀行

取締役頭取 清水 和幸

中間貸借対照表（2020年9月30日現在）

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
現金預け金	2,402,322	預金	6,196,959
買入金銭債権	3,272	譲渡性預金	215,816
商品有価証券	2,515	コールマネー	269,500
金銭の信託	2,001	売現先勘定	52,175
有価証券	1,287,432	債券貸借取引受入担保金	163,668
貸出金	4,741,860	借入金	1,267,310
外国為替	29,074	外国為替	206
その他資産	71,367	信託勘定借	593
その他の資産	71,367	その他負債	21,856
有形固定資産	28,475	未払法人税等	1,322
無形固定資産	10,308	リース債務	18
前払年金費用	24,381	その他の負債	20,515
支払承諾見返	10,049	睡眠預金払戻損失引当金	894
貸倒引当金	△ 30,423	偶発損失引当金	947
		ポイント引当金	208
		繰延税金負債	4,027
		支払承諾	10,049
		負債の部合計	8,204,215
		(純資産の部)	
		資本金	135,000
		利益剰余金	196,718
		利益準備金	24,797
		その他利益剰余金	171,921
		繰越利益剰余金	171,921
		株主資本合計	331,718
		その他有価証券評価差額金	47,758
		繰延ヘッジ損益	△ 1,054
		評価・換算差額等合計	46,704
		純資産の部合計	378,423
資産の部合計	8,582,638	負債及び純資産の部合計	8,582,638

中間損益計算書 [2020年4月 1日から
2020年9月30日まで]

(単位：百万円)

科 目	金 額
経 常 収 益	48,071
資 金 運 用 収 益	34,148
(うち貸出金利息)	(23,599)
(うち有価証券利息配当金)	(10,294)
信 託 報 酬	4
役 務 取 引 等 収 益	10,200
そ の 他 業 務 収 益	1,111
そ の 他 経 常 収 益	<u>2,606</u>
経 常 費 用	36,763
資 金 調 達 費 用	1,458
(うち預金利息)	(315)
役 務 取 引 等 費 用	3,359
そ の 他 業 務 費 用	1,555
営 業 経 費	24,752
そ の 他 経 常 費 用	<u>5,638</u>
経 常 利 益	11,307
特 別 利 益	3,001
特 別 損 失	<u>37</u>
税 引 前 中 間 純 利 益	14,271
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	3,808
法 人 税 等 調 整 額	<u>△ 480</u>
法 人 税 等 合 計	<u>3,327</u>
中 間 純 利 益	10,944

個別注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

重要な会計方針

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として国内株式及び国内投資信託については中間決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については中間決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外のものは零としております。

5. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに直近算定期間の状況など将来見込みに必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は15,059百万円であります。

(2) 退職給付引当金

退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間期末において発生していると認められる額を計上しております。また、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間期末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。なお、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各事業年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌事業年度から損益処理

(3) 睡眠預金払戻損失引当金

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

(4) 偶発損失引当金

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

(5) ポイント引当金

ポイント引当金は、当行が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

6. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建資産・負債は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。

7. ヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。）に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については繰延ヘッジを行っております。

8. 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、有形固定資産に係る控除対象外消費税等は当中間期の費用に計上しております。

9. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報**(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)**

当行は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

1. 関係会社の株式（及び出資金）総額 13,518 百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は 1,111 百万円、延滞債権額は 62,185 百万円であります。
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金（貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。）のうち、法人税法施行令（1965年政令第97号）第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、1,489 百万円であります。
 なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3カ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は 16,291 百万円であります。
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。
5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 81,078 百万円であります。
 なお、上記2.から5.に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は、14,098 百万円であります。
7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産	
有価証券	707,264 百万円
貸出金	1,326,554 百万円
担保資産に対応する債務	
預金	13,838 百万円
売現先勘定	52,175 百万円
債券貸借取引受入担保金	163,668 百万円
借入金	1,267,310 百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券 1,452 百万円を差し入れております。
 また、その他の資産には、中央清算機関差入証拠金 50,000 百万円、金融商品等差入担保金 1,033 百万円、保証金・敷金 714 百万円が含まれております。
8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,366,471 百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが 1,316,804 百万円あります。
 なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。
9. 有形固定資産の減価償却累計額 36,876 百万円
10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する当行の保証債務の額は 94,873 百万円であります。
11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託 593 百万円であります。
12. 銀行法施行規則第19条の2第1項第3号ロ(10)に規定する単体自己資本比率(国内基準) 9.18%

(中間損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益 395 百万円及び株式等売却益 1,441 百万円を含んでおります。
2. 「その他経常費用」には、貸出金償却 470 百万円、貸倒引当金繰入額 4,076 百万円及び株式等売却損 484 百万円を含んでおります。

(有価証券関係)

中間貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間貸借対 照表計上額を超え るもの	国債	49,959	59,657	9,698
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	49,959	59,657	9,698
時価が中間貸借対 照表計上額を超え ないもの	国債	—	—	—
	社債	1,000	999	△0
	その他	—	—	—
	小計	1,000	999	△0
合 計		50,959	60,657	9,698

2. 子会社・子法人等株式及び関連法人等株式 (2020年9月30日現在)

	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
子会社・子法人等株式	—	—	—
関連法人等株式	—	—	—
合 計	—	—	—

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社・子法人等株式及び関連法人等株式

	中間貸借対照表計上額 (百万円)
子会社・子法人等株式	12,012
関連法人等株式	9
合 計	12,021

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社・子法人等株式及び関連法人等株式」には含めておりません。

3. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間貸借対照表 計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えるもの	株式	33,442	8,578	24,863
	債券	502,641	491,469	11,172
	国債	114,812	109,672	5,140
	地方債	192,979	189,680	3,298
	社債	194,849	192,116	2,732
	その他	505,124	465,244	39,879
	うち外国債券	328,228	297,771	30,456
	小計	1,041,208	965,292	75,915
中間貸借対照表計 上額が取得原価を 超えないもの	株式	2,779	4,343	△1,563
	債券	72,390	72,940	△549
	国債	—	—	—
	地方債	2,395	2,400	△4
	社債	69,995	70,540	△544
	その他	100,949	107,719	△6,770
	うち外国債券	9,252	9,463	△210
	小計	176,120	185,003	△8,882
合 計	1,217,329	1,150,296	67,033	

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められるその他有価証券

	中間貸借対照表計上額(百万円)
株式	1,350
その他	5,771
合計	7,122

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「その他有価証券」には含めておりません。

4. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間貸借対照表計上額とするとともに、評価差額を当中間期の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間期における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当中間会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

(金銭の信託関係)

1. 満期保有目的の金銭の信託（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。

(税効果会計関係)

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳は、それぞれ次のとおりであります。

繰延税金資産	
貸倒引当金	12,649 百万円
有価証券	6,394 百万円
固定資産	1,645 百万円
その他	3,293 百万円
繰延税金資産小計	23,982 百万円
評価性引当額	△8,275 百万円
繰延税金資産合計	15,707 百万円
繰延税金負債	
その他有価証券評価差額金	19,377 百万円
前払年金費用	340 百万円
その他	17 百万円
繰延税金負債合計	19,735 百万円
繰延税金負債の純額	4,027 百万円

(1株当たり情報)

1株当たりの純資産額	282円29銭
1株当たりの中間純利益金額	8円16銭

(重要な後発事象)

現物配当による子会社の異動

1. 当行は、2020年7月27日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である足利信用保証株式会社（以下、「足利信用保証」）の全株式を、当行の完全親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下、「めぶきフィナンシャルグループ」）に、現物配当として交付することを決定し、2020年10月1日に実施いたしました。これにより、足利信用保証はめぶきフィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなりました。
なお、足利信用保証は2020年10月1日付で「めぶき信用保証株式会社」へ商号を変更しております。
2. 当行は、2020年11月9日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である株式会社あしぎんカード（以下、「あしぎんカード」）の全株式を、2021年4月1日付で、当行の完全親会社であるめぶきフィナンシャルグループに、現物配当として交付することを決定いたしました。これにより、あしぎんカードはめぶきフィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなる予定であります。

信託財産残高表(2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	593	金 銭 信 託	593
合 計	593	合 計	593

- (注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
 2. 共同信託他社管理財産 一百万円
 3. 元本補てん契約のある信託の貸出金は、該当ありません。

元本補てん契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

金 銭 信 託

(単位：百万円)

資 産	金 額	負 債	金 額
銀 行 勘 定 貸	593	元 本	593
計	593	計	593

- (注) 貸付信託は取り扱っておりません。

第210期 中間決算公告

2020年12月22日

栃木県宇都宮市桜四丁目1番25号
株式会社 足利銀行
取締役頭取 清水 和幸

中間連結貸借対照表 (2020年9月30日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
現 金 預 け 金	2,402,327	預 金	6,187,473
買 入 金 銭 債 権	3,272	譲 渡 性 預 金	195,816
商 品 有 価 証 券	2,515	コールマネー及び売渡手形	269,500
金 銭 の 信 託	2,001	売 現 先 勘 定	52,175
有 価 証 券	1,275,563	債券貸借取引受入担保金	163,668
貸 出 金	4,742,637	借 用 金	1,267,310
外 国 為 替	29,074	外 国 為 替	206
そ の 他 資 産	73,211	信 託 勘 定 借	593
有 形 固 定 資 産	28,490	そ の 他 負 債	38,967
無 形 固 定 資 産	10,338	睡眠預金払戻損失引当金	894
退職給付に係る資産	19,135	偶 発 損 失 引 当 金	947
繰 延 税 金 資 産	457	ポ イ ン ト 引 当 金	262
支 払 承 諾 見 返	10,049	利 息 返 還 損 失 引 当 金	8
貸 倒 引 当 金	△ 34,149	繰 延 税 金 負 債	1,451
		支 払 承 諾	10,049
		負 債 の 部 合 計	8,189,327
		(純資産の部)	
		資 本 金	135,000
		利 益 剰 余 金	197,486
		株 主 資 本 合 計	332,486
		その他有価証券評価差額金	47,806
		繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	△ 1,054
		退職給付に係る調整累計額	△ 3,640
		その他の包括利益累計額合計	43,112
		純 資 産 の 部 合 計	375,598
資 産 の 部 合 計	8,564,926	負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	8,564,926

中間連結損益計算書 $\left(\begin{array}{l} 2020年 4月 1日から \\ 2020年 9月 30日まで \end{array} \right)$

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経常収益		50,418
資金運用収益	35,845	
(うち貸出金利息)	(25,291)	
(うち有価証券利息配当金)	(10,295)	
信託報酬	4	
役員取引等収益	10,666	
その他業務収益	1,299	
その他経常収益	2,602	
経常費用		37,831
資金調達費用	1,458	
(うち預金利息)	(315)	
役員取引等費用	3,246	
その他業務費用	1,634	
営業経常費用	25,463	
その他経常費用	6,028	
経常利益		12,587
特別利益		49
特別損		37
税金等調整前中間純利益		12,599
法人税、住民税及び事業税	4,146	
法人税等調整額	△ 396	
法人税等合計		3,749
中間純利益		8,849
親会社株主に帰属する中間純利益		8,849

連結注記表

記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

子会社、子法人等及び関連法人等の定義は、銀行法第2条第8項及び銀行法施行令第4条の2に基づいております。

中間連結財務諸表の作成方針

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等 3社

会社名

足利信用保証株式会社

株式会社あしぎん総合研究所

株式会社あしぎんカード

(2) 非連結の子会社及び子法人等 1社

あしかが企業育成ファンド三号投資事業有限責任組合

非連結の子会社及び子法人等は、その資産、経常収益、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法適用の非連結の子会社及び子法人等

該当ありません。

(2) 持分法適用の関連法人等

該当ありません。

(3) 持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等 1社

あしかが企業育成ファンド三号投資事業有限責任組合

(4) 持分法非適用の関連法人等 3社

会社名

株式会社とちぎネットワークパートナーズ

とちぎネットワークファンド投資事業有限責任組合

めぶき地域創生投資事業有限責任組合

持分法非適用の非連結の子会社及び子法人等並びに関連法人等は、中間純損益（持分に見合う額）、利益剰余金（持分に見合う額）及びその他の包括利益累計額（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。

3. 連結される子会社及び子法人等の中間決算日等に関する事項

(1) 連結される子会社及び子法人等の中間決算日は次のとおりであります。

9月末日 3社

(2) それぞれの中間決算日の中間財務諸表により連結しております。

会計方針に関する事項

1. 商品有価証券の評価基準及び評価方法

商品有価証券の評価は、時価法（売却原価は移動平均法により算定）により行っております。

2. 有価証券の評価基準及び評価方法

有価証券の評価は、満期保有目的の債券については移動平均法による償却原価法（定額法）、持分法非適用の非連結子会社・子法人等株式及び持分法非適用の関連法人等株式については移動平均法による原価法、その他有価証券については原則として国内株式及び国内投資信託については中間連結決算期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、それ以外については中間連結決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は移動平均法により算定）、ただし時価を把握することが極めて困難と認められるものについては移動平均法による原価法により行っております。

なお、その他有価証券の評価差額については、全部純資産直入法により処理しております。

3. デリバティブ取引の評価基準及び評価方法

デリバティブ取引の評価は、時価法により行っております。

4. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

当行の有形固定資産は、定額法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。

また、主な耐用年数は次のとおりであります。

建 物	3年～50年
その他	3年～20年

連結される子会社及び子法人等の有形固定資産については、資産の見積耐用年数に基づき、定率法により償却しております。

(2) 無形固定資産

無形固定資産は、定額法により償却しております。なお、自社利用のソフトウェアについては、当行並びに連結される子会社及び子法人等で定める利用可能期間（5年）に基づいて償却しております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係る「有形固定資産」中のリース資産は、リース期間を耐用年数とした定額法により償却しております。なお、残存価額については、リース契約上に残価保証の取決めがあるものは当該残価保証額とし、それ以外の場合は零としております。

5. 貸倒引当金の計上基準

当行の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者（以下、「破綻先」という。）に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者（以下、「実質破綻先」という。）に係る債権については、以下のなお書きに記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者（以下、「破綻懸念先」という。）に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。

貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法（キャッシュ・フロー見積法）により計上しております。

上記以外の債権については、主として今後1年間の予想損失額又は今後3年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1年間又は3年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間における平均値に基づき損失率を求め、必要に応じてこれに直近算定期間の状況など将来見込みに必要な修正を加えて算定しております。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業部店及び審査所管部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した監査部が査定結果を監査しております。

なお、破綻先及び実質破綻先等に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は16,796百万円であります。

連結される子会社及び子法人等は、主として、当行と同一の自己査定基準に基づき資産査定を実施し、その結果に基づいた必要額を計上しております。

6. 睡眠預金払戻損失引当金の計上基準

睡眠預金払戻損失引当金は、負債計上を中止した預金について、預金者からの払戻請求に備えるため、将来の払戻請求に応じて発生する損失を見積り必要と認める額を計上しております。

7. 偶発損失引当金の計上基準

偶発損失引当金は、責任共有制度に基づく信用保証協会への負担金の支払い等に備えるため、将来の負担金支払見込額を計上しております。

8. ポイント引当金の計上基準

ポイント引当金は、当行及び連結子会社が発行するクレジットカードの利用により付与したポイントが、将来利用された場合の負担に備え、将来利用される見込額を合理的に見積り、必要と認められる額を計上しております。

9. 利息返還損失引当金の計上基準

一部の連結される子会社及び子法人等の利息返還損失引当金は、利息制限法の上限金利を超過する貸付金利息の返還請求に備えるため、過去の返還実績等を勘案した見積返還額を計上しております。

10. 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間連結会計期間末までの期間に帰属させる方法については給付算定式基準によっております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異の損益処理方法は次のとおりであります。

過去勤務費用：その発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により損益処理

数理計算上の差異：各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間による定額法により按分した額を、それぞれ発生翌連結会計年度から損益処理

11. 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

当行の外貨建資産・負債は、中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。

12. 重要なヘッジ会計の方法

(1) 金利リスク・ヘッジ

当行の金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号 2002年2月13日。以下、「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の残存期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価をしております。

(2) 為替変動リスク・ヘッジ

当行の外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号 2002年7月29日。)に規定する繰延ヘッジによっております。ヘッジ有効性評価の方法については、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価しております。

なお、上記(1)、(2)以外のヘッジ会計の方法として、一部の資産・負債については繰延ヘッジを行っております。

13. 消費税等の会計処理

当行並びに国内の連結される子会社及び子法人等の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

14. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

追加情報**(連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用)**

当行及び連結される子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行に合わせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

注記事項**(中間連結貸借対照表関係)**

1. 関係会社の株式(及び出資金)総額(連結子会社及び連結子法人等の株式(及び出資金)を除く) 1,509百万円
2. 貸出金のうち、破綻先債権額は1,195百万円、延滞債権額は62,717百万円であります。

なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下、「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(1965年政令第97号)第96条第1項第3号イからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。

また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。

3. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は、1,489百万円であります。

なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が、約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。

4. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は16,291百万円であります。

なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。

5. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は81,693百万円であります。

なお、上記2. から5. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。

6. 手形割引は、業種別監査委員会報告第24号に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた銀行引受手形、商業手形、荷付為替手形及び買入外国為替等は、売却又は（再）担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は14,098百万円であります。

7. 担保に供している資産は次のとおりであります。

担保に供している資産

有価証券 707,264百万円

貸出金 1,326,554百万円

担保資産に対応する債務

預金 13,838百万円

売現先勘定 52,175百万円

債券貸借取引受入担保金 163,668百万円

借入金 1,267,310百万円

上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、有価証券1,452百万円を差し入れております。

また、その他資産には、中央清算機関差入証拠金50,000百万円、金融商品等差入担保金1,033百万円、保証金・敷金714百万円が含まれております。

8. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸し付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、1,377,179百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの又は任意の時期に無条件で取消可能なものが1,327,512百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当行並びに連結される子会社及び子法人等の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当行並びに連結される子会社及び子法人等が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている行内及び社内手続に基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

9. 有形固定資産の減価償却累計額 36,926百万円

10. 「有価証券」中の社債のうち、有価証券の私募（金融商品取引法第2条第3項）による社債に対する保証債務の額は94,873百万円であります。

11. 元本補填契約のある信託の元本金額は、金銭信託593百万円であります。

12. 銀行法施行規則第17条の5第1項第3号口に規定する連結自己資本比率(国内基準) 9.35%

(中間連結損益計算書関係)

1. 「その他経常収益」には、償却債権取立益399百万円及び株式等売却益1,441百万円を含んでおります。

2. 「その他経常費用」には、貸出金償却613百万円、貸倒引当金繰入額4,288百万円及び株式等売却損484百万円を含んでおります。

(中間連結包括利益関係)

当中間連結会計期間におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額は以下のとおりであります。

その他の包括利益	21,902 百万円
その他有価証券評価差額金	21,866 百万円
繰延ヘッジ損益	△165 百万円
退職給付に係る調整額	200 百万円
中間包括利益	30,751 百万円
(内訳)	
親会社株主に係る中間包括利益	30,751 百万円
非支配株主に係る中間包括利益	－ 百万円

(金融商品関係)

○金融商品の時価等に関する事項

2020年9月30日における中間連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額は、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められる非上場株式等は、次表には含めておりません（(注2)参照）。

(単位：百万円)

	中間連結貸借 対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金預け金	2,402,327	2,402,327	－
(2) 買入金銭債権 (*1)	3,268	3,268	－
(3) 商品有価証券 売買目的有価証券	2,515	2,515	－
(4) 有価証券 満期保有目的の債券	50,959	60,657	9,698
その他有価証券	1,217,466	1,217,466	－
(5) 貸出金 貸倒引当金 (*1)	4,742,637 △34,074		
	4,708,562	4,732,216	23,653
資産計	8,385,099	8,418,450	33,351
(1) 預金	6,187,473	6,187,845	371
(2) 譲渡性預金	195,816	195,840	24
(3) コールマネー及び売渡手形	269,500	269,500	－
(4) 売現先勘定	52,175	52,175	－
(5) 債券貸借取引受入担保金	163,668	163,668	－
(6) 借入金	1,267,310	1,267,310	－
負債計	8,135,945	8,136,340	395
デリバティブ取引 (*2) ヘッジ会計が適用されていないもの	711	711	－
ヘッジ会計が適用されているもの	(1,020)	(1,020)	－
デリバティブ取引計	(308)	(308)	－

(*1) 貸出金に対応する一般貸倒引当金及び個別貸倒引当金を控除しております。なお、買入金銭債権に対する貸倒引当金については、重要性が乏しいため、中間連結貸借対照表計上額から直接減額しております。

(*2) その他資産・負債に計上しているデリバティブ取引を一括して表示しております。デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、() で表示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

資 産

(1) 現金預け金

満期のない預け金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。満期のある預け金については、預入期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(2) 買入金銭債権

買入金銭債権は、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(3) 商品有価証券

ディーリング業務のために保有している債券等の有価証券については、取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格によっております。

(4) 有価証券

株式は取引所の価格、債券は主に取引所の価格又は取引金融機関から提示された価格等によっております。投資信託は、公表されている基準価格等によっております。

自行保証付私募債は、信用リスクを織り込んだ割引率で将来キャッシュ・フローを割り引いた現在価値を時価としております。

なお、保有目的ごとの有価証券に関する注記事項については「(有価証券関係)」に記載しております。

(5) 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、貸出金の種類及び内部格付、期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額を同様の新規貸出を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

また、破綻先、実質破綻先及び破綻懸念先に対する債権等については、担保及び保証による回収見込額等に基づいて貸倒見積高を算定しているため、時価は中間連結決算日における中間連結貸借対照表上の債権等計上額から貸倒引当金計上額を控除した金額に近似しており、当該価額を時価としております。

貸出金のうち、当該貸出を担保資産の範囲内に限るなどの特性により、返済期限を設けていないものについては、返済見込み期間及び金利条件等から、時価は帳簿価額と近似しているものと想定されるため、帳簿価額を時価としております。

負債

(1) 預金、及び(2) 譲渡性預金

要求払預金については、中間連結決算日に要求された場合の支払額（帳簿価額）を時価とみなしております。また、定期預金及び譲渡性預金の時価は、一定の期間ごとに区分して、将来のキャッシュ・フローを割り引いて現在価値を算定しております。その割引率は、新規に預金を受け入れる際に使用する利率を用いております。

(3) コールマネー及び売渡手形、(4) 売現先勘定、並びに(5) 債券貸借取引受入担保金

これらは、約定期間が短期間（1年以内）であり、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

(6) 借入金

借入金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映し、また、当行の信用状態は実行後大きく異なっていないことから、時価は帳簿価額と近似していると考えられるため、当該帳簿価額を時価としております。固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額を同様の借入において想定される利率で割り引いて現在価値を算定しております。なお、約定期間が短期間（1年以内）のものは、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額を時価としております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は、金利関連取引（金利先物、金利オプション、金利スワップ等）、通貨関連取引（通貨先物、通貨オプション、通貨スワップ等）、債券関連取引（債券先物、債券先物オプション等）であり、取引所の価格、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算出した価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品の中間連結貸借対照表計上額は次のとおりであり、金融商品の時価情報の「資産(4) その他有価証券」には含まれておりません。

(単位: 百万円)

区 分	中間連結貸借対照表計上額
① 非上場株式(*1)(*2)	1,363
② 組合出資金(*3)	5,774
合 計	7,138

- (*1) 非上場株式については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから時価開示の対象とはしておりません。
- (*2) 当中間連結会計期間において、非上場株式について0百万円減損処理を行っております。
- (*3) 組合出資金のうち、組合財産が非上場株式など時価を把握することが極めて困難と認められるもので構成されているものについては、時価開示の対象とはしておりません。

(有価証券関係)

中間連結貸借対照表の「有価証券」について記載しております。

1. 満期保有目的の債券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えるもの	国債	49,959	59,657	9,698
	社債	—	—	—
	その他	—	—	—
	小計	49,959	59,657	9,698
時価が中間連結貸借対照表計上額を超えないもの	国債	—	—	—
	社債	1,000	999	△0
	その他	—	—	—
	小計	1,000	999	△0
合 計		50,959	60,657	9,698

2. その他有価証券 (2020年9月30日現在)

	種類	中間連結貸借対照表計上額 (百万円)	取得原価 (百万円)	差額 (百万円)
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えるもの	株式	33,579	8,642	24,937
	債券	502,641	491,469	11,172
	国債	114,812	109,672	5,140
	地方債	192,979	189,680	3,298
	社債	194,849	192,116	2,732
	その他	505,124	465,244	39,879
	うち外国債券	328,228	297,771	30,456
小計	1,041,345	965,356	75,989	
中間連結貸借対照表計上額が取得原価を超えないもの	株式	2,779	4,343	△1,563
	債券	72,390	72,940	△549
	国債	—	—	—
	地方債	2,395	2,400	△4
	社債	69,995	70,540	△544
	その他	100,949	107,719	△6,770
	うち外国債券	9,252	9,463	△210
小計	176,120	185,003	△8,882	
合 計		1,217,466	1,150,359	67,106

3. 減損処理を行った有価証券

売買目的有価証券以外の有価証券（時価を把握することが極めて困難なものを除く）のうち、当該有価証券の時価が取得原価に比べて著しく下落しており、時価が取得原価まで回復する見込みがあると認められないものについては、当該時価をもって中間連結貸借対照表計上額とともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下、「減損処理」という。）しております。

当中間連結会計期間における減損処理額はありません。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号 2019年7月4日）の趣旨に基づき、当中間連結会計期間末における時価が取得原価に比べ30%以上下落した場合等としております。

（金銭の信託関係）

1. 満期保有目的の金銭の信託（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。
2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（2020年9月30日現在）
該当事項はありません。

（賃貸等不動産関係）

中間連結貸借対照表計上額及び中間連結決算日における時価については、前連結会計年度末に比して著しい変動が認められないため、記載を省略しております。

（1株当たり情報）

1株当たりの純資産額	280円18銭
1株当たりの親会社株主に帰属する中間純利益金額	6円60銭

（重要な後発事象）

現物配当による子会社の異動

1. 当行は、2020年7月27日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である足利信用保証株式会社（以下、「足利信用保証」）の全株式を、当行の完全親会社である株式会社めぶきフィナンシャルグループ（以下、「めぶきフィナンシャルグループ」）に、現物配当として交付することを決定し、2020年10月1日に実施いたしました。これにより、足利信用保証はめぶきフィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなりました。
なお、足利信用保証は2020年10月1日付で「めぶき信用保証株式会社」へ商号を変更しております。
2. 当行は、2020年11月9日付の臨時株主総会決議により、当行の完全子会社である株式会社あしぎんカード（以下、「あしぎんカード」）の全株式を、2021年4月1日付で、当行の完全親会社であるめぶきフィナンシャルグループに、現物配当として交付することを決定いたしました。これにより、あしぎんカードはめぶきフィナンシャルグループ直接保有の完全子会社となり、当行の子会社に該当しなくなる予定であります。